

令和6年第10回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年10月24日（木）第10回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	12番 神 長 守 雄	13番 松 井 研 吉
14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也
17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好

(18名)

欠席委員

11番 早乙女 八重子

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、令和6年第10回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

6番 柴 田 忠 委員、15番 安 生 芳 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明い

たします。今回は売買1件のみ許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎黒川幸昭委員 1番の塩山町の件ですが、楡木町の●●さんから塩山町の●●さんへの売買による所有権移転です。●●さんは花きの専業農家でアジサイを作っております。場所は自宅と地続きということで、単棟ハウスを建ててアジサイの栽培をするということです。現地調査員の報告のとおり何ら問題はありませので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。4ページをご覧ください。1番と2番は隣接し同一事業のため、まとめて説明いたします。玉田町において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。1番は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地です。2番は周囲を畑及び宅地に囲まれた農地です。農地区分については、いずれも農地の縁辺部に位置する第2種農地に区分されます。続いて5ページをご覧ください。3番は藤江町において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び山林に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。4番は口栗野において●●申請の現場事務所への一時転用であります。申請地は周囲を畑、道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。なお、本件は申請者が農地法の手続きを知らなかったことにより、既に現場事務所を設置してしまったため、始末書が添付されています。以上5条転用4件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎安生芳子委員 10月17日に橋本局長、宇賀神係長、永嶋主査、柴田委員、私の5名で現地調査をいたしました。先ほど事務局の方からもありましたけれども、1番・2番は地続きで、場所は鹿沼市役所から北へ約1.5kmのところ、何ら問題は無いと見て参りました。3番は、場所は南押原小学校から東へ約1.5kmのところ園芸用土採取の一時転用です。こ

らも問題は無いと見て参りました。4番は、場所は栗野コミュニティセンターから北西へ約800mのところ、工事の現場事務所のための一時転用ですが、農地法をよく知らなかった業者が現地にプレハブを置いてしまっていたので、始末書が必要と見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番と2番は地続きで現地調査員の報告のとおり何ら問題はございませんので、ご承認のほど宜しく願いいたします。

◎小平敏男委員 3番、藤江町の件ですが、一番上の農地については5名の方々が相続人となっておりますが、皆お子さんという関係です。それから2番目も相続人の●●さん、3番目農地については●●さんということで、畑が1筆、田が2筆になりますが、先ほども現地調査員の方から説明がありましたが、特に問題はございません。園芸用の土の採取のための一時転用で問題無いと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いしたいと思っております。

◎神山卓也委員 4番の口栗野の件は、口栗野の●●さんから加園の●●への一時転用です。こちらの現地のすぐ近くに市の水道の施設がありまして、その施設の工事のための現場事務所と工事用の車両の駐車場として、一時的に工事の期間中だけ使いたいということで申し出がありました。ただ今説明があったとおり現在工事現場事務所用のプレハブが設置してありまして始末書つきになってしまいますが、その他は特に問題無いと思っておりますのでよろしく願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号と議案第4号の「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第3号と議案第4号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年10月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には所有権移転、新規の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書6ページをご覧ください。所有権移転が2件、2筆、7,834㎡となっております。議案書7ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、4筆、8,386㎡となっております。議案書8ページをご覧ください。中間管理事業が1件、6筆、3,568㎡となっております。これら合計5件、12筆、19,788㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。議案第3号と4号につきまして、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号と議案第4号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第3号と議案第4号の1番から5番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時22分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年10月24日

議 長

署名委員

署名委員
